	ロ　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うもの

２～４　（略）

（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第百六十六条の四　法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一　次に掲げる場所からの離陸又はその中止

イ　閉鎖中の滑走路

ロ　他の航空機等が使用中の滑走路

ハ　法第九十六条第一項の規定により国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路

ニ　誘導路

二　前号に掲げる場所又は道路その他の航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸又はその試み

三　着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態

四～十八　（略）

（特別な方式による航行）

第百九十一条の二　法第八十三条の二の国土交通省令で定める特別な方式による航行は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　カテゴリー三航行（決心高がない、又は決心高が三十メートル未満であつて、滑走路視距離が五十メートル以上三百メートル未満の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。）

（削る）

四　（略）

２　（略）

・附属書第２（第14条関係）

航空機の騒音の基準

第７章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第11章が適用される航空機

7－1　（略）

a　（略）

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を0.3dB(A)以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が1993年11月11日以後になされたもの

（略）	
備考 １　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はdB(A)とする。 ２・３　（略）	

	ロ　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うもの

２～４　（略）

（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第百六十六条の四　法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一　閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止

二　閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

（新設）

三～十七　（略）

（特別な方式による航行）

第百九十一条の二　法第八十三条の二の国土交通省令で定める特別な方式による航行は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　カテゴリー三Ａ航行（決心高がない、又は決心高が三十メートル未満であつて、滑走路視距離が百七十五メートル以上の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。）

四　カテゴリー三Ｂ航行（決心高がない、又は決心高が十五メートル未満であつて、滑走路視距離が五十メートル以上百七十五メートル未満の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入、着陸及び着陸後の滑走を行う航行をいう。）

五　（略）

２　（略）

・附属書第２（第14条関係）

航空機の騒音の基準

第７章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第11章が適用される航空機

7－1　（略）

a　（略）

b　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を0.3SELdB以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が1993年11月11日以後になされたもの

（略）	
備考 １　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はSELdBとする。 ２・３　（略）	